

[共同募金助成]

子どもの遊び場整備事業助成金 交付要領

(目的)

第1条 この要領は、地域の児童が心身ともに健やかに育成を図るため、子どもの遊び場の整備について助成金を交付するのに必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は次のとおりとする。

(1) 地域（自治会）が所有・管理する用地及び私有地で貸付契約し地域（自治会）が借りている用地であること。

ただし、私用地については、賃貸契約書（写）を添付する。

(2) 市が管理する公共空地。但し、面積がおおむね500㎡以下とする。（都市公園除く。）

2 助成対象事業は、次のとおりとする。

(1) 子どもの遊び場遊具、用具等の新設または補修

(2) その他遊び場に設置する備品

(助成金の額及び助成限度額)

第4条 子どもの遊び場整備事業の額は、助成対象事業費の3分の2の額（千円未満切り捨てた額）とし、助成限度額は、150,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、子どもの遊び場整備事業助成金交付申請書（様式第1号）及び助成金請求書（様式第2号）を記入のうえ地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）会長を通じて、市社協会長に提出する。

(助成金交付決定)

第6条 市社協会長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかわる書類を本要領により審査のうえ助成対象の適否を決定し、地区社協会長に新設または補修決定通知を交付する。

2 助成金交付申請者は、原則として、助成決定通知を交付するまでは、事業着手しないものとする。

(助成金の報告)

第7条 助成金申請者は、新設または補修の完了後、速やかに実施報告書（様式第3号）により整備後の写真、領収書（写）を添付して市社協会長に報告する。

(その他)

第8条 新設または補修した遊具及び用具等には、「共同募金助成鳥取市社会福祉協議会子どもの遊び場整備事業」の指定看板等を設置する。

(補足)

第9条 その他、この要領に定めない事項については、必要に応じて市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。